

## “愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、愛媛県で開催される愛媛国際映画祭プレイベントへの送客を目的とした募集型企画旅行商品について、予算の範囲内で助成金を交付することにより、映画ファンの来県による交流人口の拡大や映画を通じた愛媛の情報発信など、全国から一層の観光誘客、愛媛ファンの獲得、観光産業の振興を図ることを目的とする。

### (助成事業者)

第2条 この助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

### (助成内容)

第3条 助成内容は次のとおりとする。

	エリア	ツアー出発地（都道府県）	限度額（バス1台あたり）
貸切バス	①	徳島・香川・高知	30,000円（経費の2/3を上限とする）
	②	鳥取・島根・岡山・広島・山口	50,000円（経費の2/3を上限とする）
	③	上記①②及び愛媛以外	100,000円（経費の2/3を上限とする）

※貸切バスの車種に関わらず上記の金額とする。

2 一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成との重複は認めない。

### (助成の要件)

第4条 前条に規定する助成要件は次のとおりとする。

- (1) パンフレット、募集広告チラシ、新聞折込み、新聞広告掲載等を利用し、広く一般配布するもので、愛媛県内の旅行先の画像や案内等が掲載されるものであること。
- (2) ツアータイトルに「愛媛国際映画祭プレイベント」の名称を記載すること。また、旅行の行程に当イベント関連のプログラムを組み込むこと。
- (3) 愛媛県内での宿泊を伴う、愛媛県外を出発地とする旅行商品であること。但し、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、四国霊場巡拝、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とする。
- (4) 原則として添乗員が同行し、15名様以上（無料人員・添乗員・乗務員を除く）での出発分を対象とする。

### (助成の制限)

第5条 助成については、1造成箇所（1つの旅行者に複数の造成箇所がある場合には造成事業所ごと）につき、第6条の設定期間各区分において、1旅行商品を原則とする。ただし、予算執行状況によってはこの限りではない。

(助成の申請期間等)

第6条 助成の申請期間等は次のとおりとする。

申請期間	旅行商品設定期間
平成31年2月1日から 平成31年2月18日まで	愛媛国際映画祭プレイベントを含む期間

2 助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

(助成金の交付申請)

第7条 助成を希望する旅行業者は、助成金を受けようとするときは、“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて一般社団法人愛媛県観光物産協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業変更（中止）承認書（様式4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、平成31年3月31日までに“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成事業者に通知するも

のとする。

(助成金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、“愛媛国際映画祭プレイベント”「募集型企画旅行」支援事業助成金請求書（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第 13 条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 14 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 1 月 31 日から適用する。